

感染症予防計画改定に向けた今後の進め方

- ◆ 都道府県及び保健所設置市等は、国が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」(令和5年5月26日公布)に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画である「感染症予防計画」を改定(令和5年度中予定)。
- ◆ 計画期間:6年
- ◆ 予防計画の策定にあたって、医療計画や新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画との整合性を確保。

感染症法体系及び府計画等の相関図

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成11年4月施行)

医療計画…令和5年度中に第八次医療計画策定予定
行動計画…政府行動計画改定を踏まえて対応（時期未定）

感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針

レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針

感染症の予防のための施策の実施に関する計画

特定感染症予防指針

インフルエンザに関する特定感染症予防指針

性感染症に関する特定感染症予防指針

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針

結核に関する特定感染症予防指針

麻しんに関する特定感染症予防指針

風しんに関する特定感染症予防指針

蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針

大阪府感染症予防計画

(平成28年7月 第5版)

★大阪府感染症対策マニュアル

★大阪府エイズ対策基本方針 (平成30年2月 第3版)

★大阪府結核対策推進計画 (平成29年7月 2017版)

★大阪府保健所結核事務マニュアル

★大阪府蚊媒介感染症対策・対応マニュアル

(平成30年12月 第2版)

新型インフルエンザ等対策特別措置法

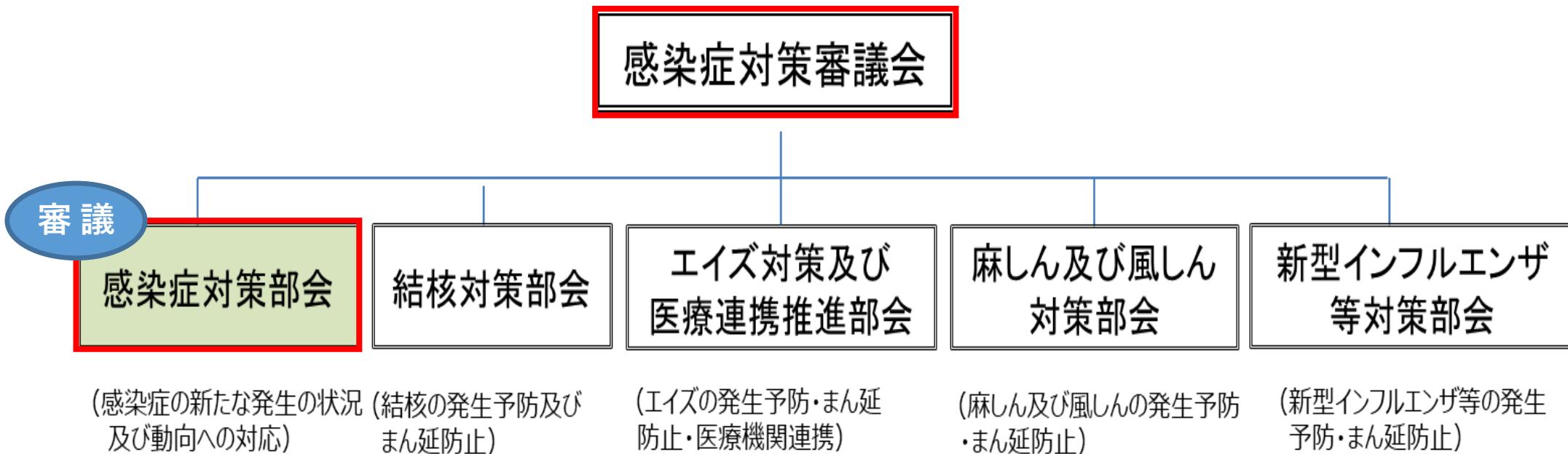
新型インフルエンザ等対策政府行動計画 新型インフルエンザ等対策ガイドライン

★大阪府新型インフルエンザ対策行動計画

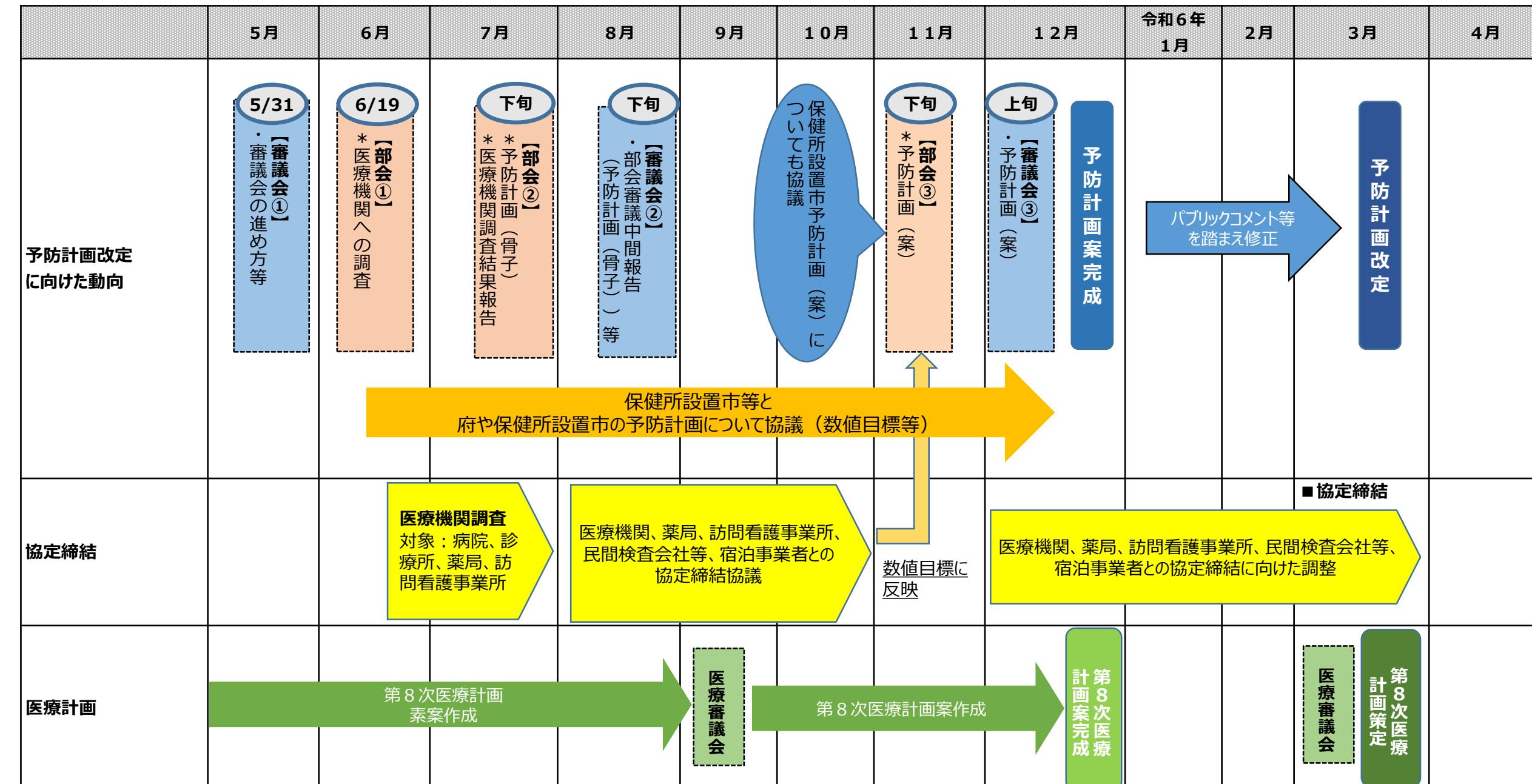
★大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画に基づくマニュアル等(11種)

感染症予防計画改定に向けた今後の進め方

- ◆ 予防計画改定にあたっては、「感染症対策審議会」に諮問。
審議会の下に、「感染症対策部会」を設置し、予防計画について審議の上、部会における審議結果を審議会に報告。



感染症予防計画改定に向けたスケジュール



* 適宜、市町村長会等により、市町村に説明 * 上記の他、特定感染症予防指針や政府新型インフルエンザ等対策行動計画の改定が想定 * 部会の開催回数等は、変更の可能性あり